

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の派遣) 第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 ～ 〔略〕 — <u>地方税共同機構</u> — 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する団体 2・3 〔略〕	〔同左〕 第 2 条 〔同左〕 ～ 〔略〕 〔新設〕 — 〔同左〕 2・3 〔略〕

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。